

提出を忘れずに！

児童扶養手当現況届と 特別児童扶養手当の所得状況届

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず現況届・所得状況届を提出してください。現況届・所得状況届を提出しないと手当を受けられなくなることがあります。

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳までの子ども（障害児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

ていない児童

- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母に重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害がある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他（父または母が引き続き1年以上遺棄・拘禁されている児童など）

現況届提出期間

8月1日（月）～31日（水）

支給要件

次の条件のいずれかに該当する場合、申請により手当が支給されます。

- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活を

～児童扶養手当支給額～ （父または母と子ども1人世帯の場合）

収入金額（年額）	支給金額（月額）
130万円未満	【全部支給】41,550円
130万円以上 365万円未満	【一部支給】 41,540円から9,810円まで 収入に応じて支給

※第2子は月額5,000円、第3子以降については、1人につき月額3,000円が加算されます。

◆提出先・問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎（84）1257

特別児童扶養手当

家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、

その生活に役立つことを目的として、児童を養育する方に支給される手当です。

所得状況届提出期間

8月11日（木）～9月12日（月）

受給資格

身体や精神に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童（20歳未満）を養育している方。

また、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があるとき、施設等に入所しているときなどは、手当が支給されません。

特別児童扶養手当支給額

（児童1人あたり月額）

- 1級（重度障害児）
50,550円
- 2級（中度障害児）
33,670円

◆提出先・問い合わせ

福祉課障害福祉班
☎（84）1257

ひとり親家庭等医療費等助成・施設使用料の減免

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童に対し、医療費等の助成や施設使用料の減免を行っています。（児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）

＜医療費助成＞ 医療機関等で支払った自己負担額から一部負担額を差引いた額（事前申請が必要で一定の所得制限あり）
【持参品】 印鑑・保険証・保護者の預金通帳

＜使用料減免＞ 対象施設の個人使用料の一部
【対象施設】 光 B&G 海洋センタープール、光しおさい公園テニスコート、ふれあい坂田池公園テニスコート、ふれあい坂田池公園陸上競技場

【減免額】 通常料金の1/2 【持参品】 印鑑・保険証

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257